

男鹿市母子家庭等高等職業訓練促進給付金

適職に就くために必要な資格等を取得するため、養成機関で6か月以上修業する場合、
「高等職業訓練促進給付金」を支給して経済的支援を行います。
また、修了後には「修了支援給付金」を支給します。

■支給対象者

市内に住所があり、20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、
以下の要件を満たしている方

- ①児童扶養手当を受給、または同等の所得水準にある方
(ただし、所得制限水準を超えても1年に限り引き続き対象となります)
- ②修業年限6か月以上の養成機関において修業しており、対象資格所得が見込まれる方
- ③仕事と育児又は学業の両立が困難であると認められる方
- ④過去に当該給付金を受給していない方

■対象資格

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、
美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師 ほか (原則として通学制の講座)

■支給金額

○高等職業訓練促進給付金 (最大4年間支給) ※12ヶ月未満であるときは当該期間

- ・住民税非課税世帯の方 月 100,000円 (最後の1年間は月 140,000円)
- ・住民税課税世帯の方 月 70,500円 (最後の1年間は月 100,500円)

○高等職業訓練修了支援給付金 (修了後に支給)

- ・住民税非課税世帯の方 50,000円
- ・住民税課税世帯の方 25,000円

※住民票上は別世帯でも、同一住所に居住している場合は同一世帯とみなします。

■事前相談

講座の申し込み前に必ず事前に相談を受けてください。(必須)

- ・電話で予約をお願いします。
- ・対象資格や受給要件、現在の生活状況等の確認があります。
- ・学業開始を予定した時点で速やかにご連絡をお願いします。

予約・お問合せ先 男鹿市役所子育て健康課(電話 0185-24-9147)

申請手続きの流れと請求手続き

事前相談（要予約）
電話 0185-24-9147

- 入学先がわかる資料
- 他の制度の利用のある方は金額等がわかる書類



事前審査



入学後申請手続き

- 《子育て健康課に提出するもの》
 - 申請者及び扶養する児童の戸籍謄本または抄本（申請の1か月以内のもの）
 - 世帯全員の住民票の写し
 - 児童扶養手当証明書の写しまたは所得証明書
 - 養成機関の長が証明する在籍証明書
 - 支給申請書（様式第1号）
 - 本人及び世帯の課税状況がわかるもの
※省略できるものもあります。



支給決定

- 《子育て健康課から送付書類》
 - 支給決定（却下）通知書
 - 請求書



支給開始

- 《子育て健康課に提出するもの》
 - 請求書〔毎月10日まで〕
 - 出席状況証明書（養成機関で発行）〔四半期ごと〕



支給終了

- 《修了時に子育て健康課に提出するもの》
 - 実績報告書
 - 修了証明書の写し
- 《同時に修了支給給付金を申請》
 - 養成機関の発行した卒業証明書
 - 入学後申請手続きと同様の書類

《注意！》

- ①受講途中で支給要件に変更があった場合は届出が必要です。
- ②受講途中で支給要件に該当しなくなった場合は、給付金の支払いはできません。
- ③不正な手段により支給を受けた場合は、支給額全額を返還していただきます。